

○総務省令第百十号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十九日

総務大臣 林 芳正

政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第五章 略〕

第六章 條則（第三十九条の二～第四十二条）

附則

（民間事業者等が保存を行う書面の電磁的記録による保存）

第三十九条の二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に掲げる保存をいう。以下この条において同じ。）は、法第十九条の十六の三第二項の規定による通知が第四十一条第二項に規定する方法により行われた場合における法第十九条の十六の三第三項の規定に基づく文書の保存とする。

2 電子文書法第三条第一項の規定による前項に規定する文書の保存は、作成された電磁的記録を民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項及び第四十一条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項において同じ。）をもつて調製する

3 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示し、及び書面を作成することができる措置を講じなければならない。

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

第四十条 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十四若しくは第十九条の十四の二第四項の規定による提出若しくは届出を電子情報処理組織を使用して行う場合又は法第十九条の十六の三第二項の規定による通知を次条第二項に規定する方法により行う場合（同条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合等」という。）における次に掲げる文書の作成とする。

〔一～十 略〕

2 電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により行わなければならない。

〔3 略〕

（民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等）

第四十一条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規

改 正 前

目次

〔第一章～第五章 同上〕

第六章 條則（第四十条～第四十二条）

附則

〔新設〕

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

第四十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十四又は第十九条の十四の二第四項の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

〔一～十 同上〕

2 電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する方法により行わなければならない。

〔3 同上〕

（民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等）

第四十一条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規

定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合等における前条第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

〔2～4 略〕

定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合における前条第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

〔2～4 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

（法第二十一条第一項の総務省令で定める特別の事情等）

第二十二条 法第二十一条第一項（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に規定する総務省令で定める特別の事情は、総選挙又は通常選挙の期日以後に法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた場合の届出について、当該選挙の全ての当選人による政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号。以下「令」という。）第一条に規定する当選人の告示がされた日（次項において「告示完了日」という。）が当該選挙に係る選挙基準日の翌日から起算して五日に当たる日後となつたときとする。

〔2 略〕

（電磁的記録又は電磁的方法による提出等）

第四十六条 法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、法第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び法第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であつた者に提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。）又は法第三十五条の文書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。

〔2～5 略〕

第四十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第五項（法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十九条第一項（同条第五項、法第二十八条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提出、届出又は通知を電子情報処理組織を使用して行う場合又は法第四十条の二第一項に規定する電磁的記録の提出若しくは提出若しくは電磁的方法をもつて行う場合（次条第一項において「法第五条第二項等の規定による提出等による提出等を電子情報処理組織等をもつて行う場合」という。）における次に掲げる文書の作成とする。

改 正 前

（法第二十一条第一項の総務省令で定める特別の事情等）

第二十二条 法第二十一条第一項（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に規定する総務省令で定める特別の事情は、総選挙又は通常選挙の期日以後に法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた場合の届出について、当該選挙のすべての当選人による令第一条に規定する当選人の告示がされた日（次項において「告示完了日」という。）が当該選挙に係る選挙基準日の翌日から起算して五日に当たる日後となつたときとする。

〔2 同上〕

（電磁的記録又は電磁的方法による提出等）

第四十六条 法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、法第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び法第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であつた者に提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。）又は法第三十五条の文書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。

〔2～5 同上〕

第四十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第五項（法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十九条第一項（同条第五項、法第二十八条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は届出を電子情報処理組織を使用して行う場合又は法第四十条の二第一項に規定する電磁的記録の提出若しくは電子情報処理組織等をもつて行う場合（次条第一項において「法第五条第二項等の規定による提出等による提出等を電子情報処理組織等をもつて行う場合」という。）における次に掲げる文書の作成とする。

〔1～4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	「2 ・ 3 略」
	「2 ・ 3 同上」

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。